

Sonoda & Kobayashi Beijing IP Group

中国專利審査指南の改正

(2026年1月1日施行)に伴う実務の注意点

2025.12.24号

2025年11月13日に中国国家知識産権局(CNIPA)は、「特許審査指南」の改正を公表しました。今回改正された審査指南は、2026年1月1日より施行される予定です。改正ポイントは多数ありますが、実務上影響が大きいポイントを7点に絞りました。

1. 改正点のまとめ

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 無効審判請求 | ⑤ 人工知能関連発明 |
| ② 特実併願への対応 | ⑥ ビットストリーム関連発明 |
| ③ 進歩性の審査基準の明確化 | ⑦ 事務処理関連改正 |
| ④ 植物関連発明 | |

2. 注目の改正ポイント

2. 1 無効審判請求

- 「真実の意思表示に基づかない無効審判請求は受理しない」とする規定を新設し、**悪質な無効審判請求**への対処が強化された。

これは「ストローマン」による特許無効審判請求に対し厳格に対処する姿勢を示すものである。実際に、2025年11月15日、中国国家知識産権局はアストラゼネカ社関連特許のある無効審判請求を審理する際、無効審判決定書（決定番号：589012、関連特許の出願番号：CN201280033773.9）において、初めて「無効審判請求の提出は請求人の真実意思表示ではない」ことを明確に理由として掲げ、請求を却下した。

同案件において、特許権者は、以下のように主張した。

製薬産業や特許業務とは無関係であるはずの請求人が、複数の医薬特許に対して無効審判請求を行っており、さらに、当該請求人は、特許権者や他の元医薬品会社を対象に多数の無効審判請求を行っている、ある特許事務所の実質的支配者と親子関係にある、というものである。加えて、重要な証拠として筆跡鑑定報告（委任状の署名が本人のものではないことを示す）を提出し、請求人の身分が不正に利用された可能性があると指摘した。

合議体は審査を経て特許権者の主張を認め、「特許法」第45条に基づき、「無効審判請求は真実の意思表示に基づかないため、受理すべきではない」と判断した。無効決定書において「無効審判請求は請求人本人の真実の意思表示に基づいて提出されなければならない」旨と明記されたのは初めてであり、これは「ストローマン」による特許無効審判請求に対し厳格に対処する姿勢を示すもので、特許権者保護を強化し、「特許強保護」の一環として理解

される。

- **実質的に**同じ理由・証拠で再度無効審判を請求できない。

今回の改訂では、従来の審査指南の「一事不再理」の原則（すなわち、特許無効審判の請求決定が確定された後に、当事者が同じ理由と証拠に基づいて再度無効審判請求することを禁止する原則）を基に、**実質的に**同じ理由・証拠であっても受理しないという内容が新設される。

しかしながら、このような対応は、実務上では、2025年10月9日、ファイザー製品会社の「C-MET/HGFR 阻害剤の多結晶体」という特許に対して国家知識産権局により下された無効審判決定書において、既に明言されていた（無効審判決定番号：587385；関連特許の出願番号：CN200680045883.1）。

本件では、無効審判請求人は、本特許明細書の開示が不十分であり、請求項1～3が明細書からは導かれないと主張した。

しかし、決定書では、当該無効審判請求人の主張理由が対象特許に対して以前に提起された別の特許無効審判請求（無効審判決定番号：581892）において既に検討された理由と実質的に同一であると認定した。

また、新たな証拠5が提出されたが、この証拠5が先行決定において認定された法的構成要件に関する事実を十分に覆せることを請求人より立証できないと明記された。

したがって、先行決定において関連する法律条項のすべての構成要件と事実がすでに審査・認定され、請求人が当該法律条項に対して提出した新たな証拠も前述の認定を覆すのに不十分である場合、当該無効審判理由は依然として一事不再理の原則を適用すると認定される。関連特許は特許権有効の維持が決定された。

無効手続において一事不再理の原則を規定する趣旨は、無効決定間の相互矛盾を回避し、無効決定の既判力を維持し、当事者の濫訴的請求を拘束すると同時に、特許権者に不要な抗弁負担を与えないようにし、行政資源の浪費を防止することにある。

2. 2 特実併願への対応

特実併願、いわゆる、同一の出願人が同一の発明について同日に特許出願および実用新案出願を提出することを指す。これにより、出願人は、先に取得した実用新案権が終了する前に当該実用新案権を放棄すれば、特許出願について権利付与を受けることができ、さらに特許出願の内容を修正すれば、特許と実用新案との両方を維持することもできる（実施細則第41条）。

今回の改正により、従来から中国で認められていた当該制度に対し、新たに「特許出願内容の修正の有無にかかわらず、特実併願された場合、特許権と実用新案権のいずれか一方のみが付与される」という制限が設けられました。これは、立法の本意に基づき、登録条件を満たす場合にも、出願人は、特許権を獲得し、実用新案権を放棄するプロセスを厳格に実行しなければならない。改正後、さらに特許出願の内容を修正したとしても、特許と実用新案との両方を維持することも不可能となる。

2. 3 進歩性の審査基準の明確化

- 進歩性は特許請求の範囲に限定された技術案全体に対して判断され、個々の技術的特徴ごとに分離して評価されるものではない。

今回の改正より、単なる技術特徴の組み合わせで構成した発明は特許対象として認められない可能性が高まる。改正後の審査指南では、技術問題の解決に対する各技術的特徴の貢献度がより一層重視されている。概括的に言えば、技術問題の解決に貢献する技術的特徴は、特許請求の範囲に明確に反映されており、それによって保護を要求する技術案にさらなる技術的效果をもたらすことが求められる。たとえ請求項に多くの特徴が書き加えられても、それらが解決すべき問題に貢献していないければ、進歩性が認められる根拠とはならない。実務において出願人が拒絶理由通知書に応答する際によく採用する対応策である「特徴の単純な列挙」、すなわち、大量の無関係な特徴が請求項に追加することで進歩性を主張する方法では、今後は通用しにくくなると予想できる。

2. 4 植物関連発明

- バイオテクノロジーによって改良された植物は特許対象になりうる。野生植物であっても、人工選抜や改良を経て産業利用価値が認められる場合は、特許保護の対象になる。

従来、中国において、植物育種に関する特許発明については、新規ターゲットのゲノム編集手法や効率的な交雑育種プロセスといった技術そのものが『特許法』により保護され、最終的に開発された形質が均一で遺伝的に安定した純系植物品種が『植物新品種保護条例』に基づく新型植物品種として保護される。

しかし、この従来の知財保護戦略のしくみは、育種プロセスの初期（技術開発段階）と後期（完成品種段階）のみをカバーするものであり、中期プロセス（例えば、形質安定しない育種中間材料の完成段階）における保護が手薄になっていた。

例えば、植物育種である A 社が画期的な育種手法を発明し特許出願すると同時に、優良形質を持つものの、形質が未安定な育種中間材料（例えば、雑種子）を開発した一方、他方の B 社は、開示された、A 社による特許明細書に記載された育種手法を参考に、A 社に先駆けて形質が均一で遺伝的に安定した純系植物品種を開発し、植物新品種権を取得する可能性がある。このような場合、先行して多大な研究開発投資と技術的貢献をした A 社の利益が著しく損なわれるリスクが生じ得る。

今回の改正は、まさにこの「プロセスイノベーション」を保護することを目的としており、**育種研究の中間プロセスにおける保護の空白を埋めることを目的としている。人工選抜や改良を経ているものの、個体群において一定した形態・生物学的特徴または安定した遺伝形質を有さない植物は、「植物品種」に該当せず、特許対象となり得る。**特許権と植物新品種権を組み合わせることで、技術開発から市場投入品まで、育種研究者が研究開発の全链条にわたってその成果を適切に保護できる道が明確に拓かれることになる。

2. 5 人工知能関連発明

- 単なるアルゴリズムや数学的モデルは特許対象外となり、**具体的な応用シナリオと技術的效果の立証が必須となる。**

今回の改正により、中国審査指南は対照的な二つの事例を通じて、アルゴリズムを含む特許出願における「必要とする技術的效果の立証」に関する実務的な判断基準を明確に示した。

一例目は、公知の畳み込みニューラルネットワーク(CNN)内に空間変換ネットワーク(STN)を好適に組み込むことで顔の特徴領域を定位する、手法に関する特許出願である。ネットワークの具体的な配置が限定されていなかったものの、利用技術が当業者に周知であり、その機能が実現可能であることから、十分に開示されると判断される。

二例目は、血液検査データと顔画像特徴を組み合わせてがんの予測精度を向上させる、がん予測手法に関する特許出願である。がん予測に関連する具体的な指標の明示、顔特徴とがん発生の因果関係の証明、そして有効性を検証するデータのいずれも欠如しており、顔の特徴と多数の悪性腫瘍との関連や因果関係についても実証がなく、当業者にとって実施が不可能であるため、開示不十分と扱われる。

この対比は、アルゴリズム特徴を含む発明において、特に非伝統的又はマルチモーダルなデータを利用する場合には、技術的詳細とデータ間の関連性を実施可能な程度について明確かつ完全に開示し、その効果を実証することが不可欠であるという核心原則を浮き彫りにする。

- アルゴリズム特徴、またはビジネスモデルや方法の特徴を含む出願について、データ収集や意思決定等、**法令または公序良俗に反するアルゴリズム応用は、倫理審査を経て拒絶される場合がある。**

改正後の審査指南は、この点を二つの新たな事例で説明している。

一例目は、撮像と顔識別モジュールを通じて顧客の顔情報を収集して身分識別を取得し、選好を分析して業者の精確なマーケティングを支援する、ビッグデータに基づくモール内マットレス販売支援システムに関する特許出願である。二例目は、歩行者の性別と年齢を障害物データとし、衝突回避が不可能な状況において保護対象と衝突対象を選定する能力をモデルに学習させる、自動運転車両の応急対策モデルの構築方法に関する特許出願である。

前者は『個人情報保護法』、『インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定』などの法令に違反するため、特許対象とはならない。後者は『道路交通安全法』、『自動車データ安全管理若干規定』などの法令、生命平等の倫理や公序良俗に違反するため、特許対象とはならない。

今回の改正により、個人のプライバシーを侵害し、社会の公共利益を損なうアルゴリズムの応用は、法律または公序良俗に反するものとして特許出願が拒絶されることが明確となった。具体的に、消費者に対する差別化(例えば、既存顧客に対し新規顧客よりも不利な条件を提示する「価格差別」)、犯罪記録の有無による犯罪容疑指数の差別構築、ユーザーに過度に消費と夢中化させる誘導、未成年者への不良嗜好や不安全行為の誘導などの**中立・合理的ではないアルゴリズムは特許権の取得が禁止される。**

また、アルゴリズムは、「安全第一」、「リスク最小化」や「生命の平等性」といった最高原則に従うことが求められ、設計目標が「事故を回避すること」に置かれなければならない。

回避が不可能な極限状況においては、全体としての被害を軽減するための意思決定ロジックを採用しなければならない。その決定プロセスには、**人種、年齢、性別、社会的地位、経済状況などに基づく差別的かつ功利主義的な計算**（例：いわゆる「トロッコ問題」への対応アルゴリズム）を含めてはならない。

したがって、出願人は、アルゴリズム関連の特許出願を行う際、データ取得および情報収集の合法性・適法性に特に留意する必要があり、必要に応じて明細書においてデータソースの合法性を説明する詳細を加えることが求められる。

2. 6 ビットストリーム関連発明

- 単純なビットストリーム自体は特許対象外となるが、**特定の動画符号化方式に限定されたビットストリームの保存・伝送方法及び記憶媒体**については、技術的效果が認められる場合に特許対象となる。

単純なビットストリーム自体および実質的にビットストリームのみに関する方法は、單なるデジタル情報表現であり、知的活動の規則と方法に属し、特許対象にならない。

したがって、ビットストリームを保護対象とするためには、特定の動画符号化・復号化方式と結びつける必要がある。

改正後の審査指南において、特定の動画符号化方式に限定されたビットストリームの保存・伝送方法及び記憶媒体が特許対象とされる。この規定は、動画コーデックなどの分野の特許出願に重要な保護経路を提供し、符号化方式に関連する記憶、トランスポートビットストリームなどの派生技術が保護され、ストリーミングメディア産業の急速な発展の新しい情勢に順応できる。

さらに、改正後の審査指南において、ビットストリーム関連発明の特許出願のクレームと明細書の作成について、作成指針が明確化された。動画符号化関連ビットストリームを例とした特許請求の範囲において、独立請求項は、圧縮率の最適化や画質向上などの技術効果を実現する具体的な技術ステップが含まれる、特定の動画符号化方式に関するものでなければならない。

一方、従属独立請求項は、「保存方法」、「伝送方法」、または「コンピュータ可読記憶媒体」を保護対象とすることが可能であるが、「引用」または「完全な再記載」のいずれかの手段により、前述の基礎的な符号化方式の全技術的特徴を組み込む必要がある。明細書においては、特定の符号化方式が当業者に実施可能な程度に明確かつ完全に開示される必要があり、それとともに、解決する具体的な技術的課題（例：帯域幅の削減）及び達成される技術的効果を明記しなければならない。また、「保存」、「伝送」、「媒体」などの派生主題についても、必要に応じて対応する説明と支持を提供することが求められる。

2. 7 事務処理関連改正

2. 7. 1 審査過程の「合理的な遅延」に関する明確化

- 中国『専利法』第42条では、出願日から4年以上、または実体審査請求日から3年以上の期間が経過した後に発明特許が付与された場合、出願人による遅延を除く「不合理な遅延」について特許権期間の補償が認められると定めている（いわゆる、PTA）。今回の改正では、特に拒絶査定不服審判における遅延の取扱いが明確化された。具体的には、審判請求人が新たな理由や証拠を提出し、それに基づいて拒絶査定が取り消される

過程での遅延は、「合理的な遅延」とみなされることになった。ただし、その新たな理由・証拠が、実体審査段階で既に提出可能であったにもかかわらず提出されていなかつた場合には、たとえ審判で遅延が生じても、特許権期間の延長は認められない。

2. 7. 2 発明者の適格性

- 発明者は**自然人**に限定され、法人・団体・人工知能は発明者として認められない。願書には発明者全員の身元情報を記載しなければならない。かつ、その情報は真実でなければならない。
- 発明者の身分確認のため、願書において全ての発明者の身分情報を記入しなければならない。改正前では、第一発明者のみの国籍・地域および身分証明書番号の情報を提供することが要求されていたが、2026年1月1日より適用される新規願書では、**発明者全員の国籍・地域および身分証明書番号の情報を記入しなければならない**。

従来、外国籍の発明者を対象とするパリルート・PCTルートによる外国出願の場合、たとえ第一発明者であっても国籍・地域のみの記入が要求され、身分証明書番号（例えば、旅券番号、居住国の身分証明書）については必要ではなかった。中国国内の出願においては、中国人または中国在住の外国人の身分証明書番号が規定に沿って要求されていた。

今回の改正では、発明者の身分確認の強化方針に基づき、発明者全員の国籍・地域を記入の上、**身分証明書番号を提供することが規定されている**。しかし、現時点での情報では、全ての外国籍発明者は国籍のみ記入する必要があり、中国国内の全ての発明者については従来通り身分証明書番号の記載が必要となる見込みである。

今後、外国人発明者の身分証明書類の番号については、具体的に何が要求されるか、現時点でまだ不明確な段階である。中国国家知識産権局の出願システム更新後、外国籍発明者の情報記載について新たな対応方法が確認され次第、弊所は更新情報のホームページを通じて随時情報を更新する。

2. 7. 3 分割出願の優先権主張

- 分割出願時に、優先権についての情報（**出願番号など**）を願書に記入しなければならない。上記情報が記入されない場合、分割出願は優先権を主張しないものとみなされる。

2. 7. 4 費用管理

- コンピュータ読み取り可能な形式で提出された配列表は、**追加料金の算定対象頁数に含まれなくなる**。
- 以下の場合には、納付済みの手数料の還付を請求することができる：
 1. 実体審査移行の通知前に出願（分割出願を含む）を取り下げ、かつその取下げが認められた場合、実体審査請求料。
 2. 特許権消滅後、または特付権全部無効審決公告後に納付した特許年費。
 3. 権利回復請求手続を開始した後、国家知識産権局により請求が認められなかった場合の権利回復請求料及び関連費用。

改正前では、当局から自動的に返金されていたが、改正後では、上記の返金手続を当事者自らが請求する必要があるようになった。

<https://www.patents.jp/ja/>

ご不明な点などございましたら、mailbox@China.patents.jpまでお気軽にお問い合わせください。

作成者：中国弁理士・弁護士：牟煌明 馬旭東 王彦慧